

最高裁総一第272号

令和6年3月11日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長

裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の
員数の定めについて（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年最高裁判所規則第5号）による改正後の大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第6条の3第1項の規定による裁判部企画官を置く高等裁判所及び地方裁判所として別表の裁判所が指定され、当該裁判所の裁判部企画官の員数が同表のとおり定められ、令和6年4月1日から実施されます。

(別表)

1 高等裁判所

高等裁判所	員数
東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松	2

2 地方裁判所

地方裁判所	員数
東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松	1